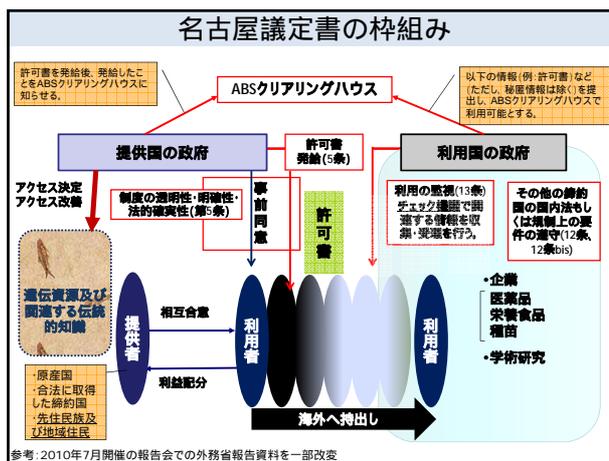
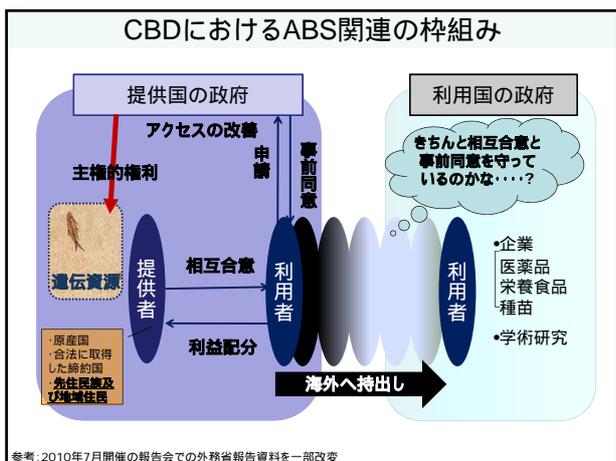




NGOから見た名古屋議定書の課題
A SEED JAPAN 小林 邦彦

名古屋議定書の成果

- 成果1**
法的拘束力のある議定書が採択されたこと
- 成果2**
地域住民及び先住民族が保有する遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から生じた利益がその保有者である地域住民及び先住民族に配分することが規定されたこと(4条)
- 成果3**
他の締約国の国内法もしくは規制上の要件(事前の情報に基づく同意の取得、相互に合意する条件の締結)の遵守が規定されたこと(12条、12条bis)
- 成果4**
ABSクリアリングハウスやチェック機関などの遵守確認のための基本的な仕組みが整備されたこと(13条)



名古屋議定書の今後の課題

課題1

先住民族及び地域住民への利益配分が規定されたが、国内法で権利が規定されている場合のみとなった。

課題2

議定書発効以前に原産国から獲得した遺伝資源の利用から生じた利益配分規定が7条bisで再検討することに。

課題3

利益が生物多様性保全、持続可能な利用といった持続可能な発展、貧困撲滅に資するかどうか。

課題4

適宜という言葉により実施されない措置がどれほど出るのか？

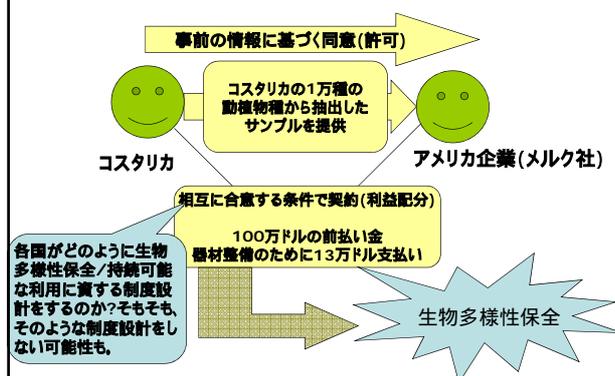
課題5

チェック機関をどこに設置するのか？

原産国への利益配分の拡大

- 締約国は、議定書発効前に獲得した遺伝資源の新しく、継続した利用に対して、生息域内に存する遺伝素材を提供する国と公正で衡平な利益配分契約を結ぶための穏当な措置をとることを利用者に推奨するべきである。(関連条項3条)
 - 植物園に収集されている生植物のうち90%以上は1993年の生物多様性条約発効以前に収集された植物であると推測されている(SCBD)。
 - しかし、すでに遺伝資源が多くの製品に利用されていることから、議定書において条約発効以前に遡って遡及適用を認めることは困難である。また、条約違反に違反して移転した遺伝資源を議定書で利益配分を行う対象として位置付けることも難しい。
 - したがって、条約15条3項に含まれない原産国への利益配分を議定書において推奨することが望ましいと考える。なお、自主的に原産国への利益配分を行っている例としては、英国のキュー王立植物園等の事例がある。

利益が保全と持続可能な利用に資するか？



ご静聴ありがとうございました

本報告及び資料に関する質問及び意見は、以下まで問い合わせ下さい。
chelsea_england14@yahoo.co.jp(小林)